



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(2022.7.19改訂)および「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(2022.9.13策定)の概要をご紹介します。

◆コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGSガイドライン)の改訂

経済産業省は、我が国の企業がグローバルな競争を勝ち抜き、中長期的な企業価値を向上させることを目的として、CGS(コーポレート・ガバナンス・システム)研究会を設置し、ガイドラインを定めてきました。2021年11月に第3期研究会が開催されたところ、今般、その議論をとりまとめる形で、ガイドラインの一部が改定されました。その内容は、概ね次の通りです。

1. ガイドライン改定の方向性について

新ガイドラインでは、コーポレートガバナンスの改革が、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にどのように寄与するかを整理した上で、**執行側と監督の双方の機能強化を相乗的に推し進める必要があると提言**しています。

2. 取締役会の役割・機能向上について

- 次のような点について整理しています。
- ・社外取締役による「監督」の意義、ガバナンス体制やそれに応じた機関設計の選択についての考え方。
 - ・監査等委員会設置会社に移行する際に検討すべき事項。
 - ・取締役の選任に関する留意点。

3. 社外取締役の資質・評価

社外取締役の資質を向上させつつ、**適切に評価**すべきとして、次のような点について述べています。

- ・企業が個々の社外取締役に適合した研修機会の提供・斡旋、費用の支援等を行うこと。
- ・指名委員会・報酬委員会の過半数及び委員長を社外取締役とすることを検討すべきこと。
- ・社外取締役の評価・ボードサクセッションについての考え方。

4. 経営陣のリーダーシップ強化のための環境整備

企業のトップがリーダーシップを発揮して社内の仕組みを作り、「攻めのガバナンス」を実現するために、次のような取組が考えられるとしています。

- ・トップマネジメントチームの組成と権限の委譲
- ・経営戦力等の策定・実行における工夫
- ・経営・執行の機能強化のための委員会の活用
- ・幹部候補人材の育成・エンゲージメント向上
- ・相談役・顧問・取締役会長の在り方

◆責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン策定(2022年9月13日)

企業活動に伴って生じる社会への負の影響を抑制するため、企業活動に伴う人権への配慮が求め

られるところですが、**日本政府は2020年10月にビジネスと人権に関する行動計画**を策定し、さらにサプライチェーンに関するガイドラインを策定しましたので、同ガイドラインの概要をご紹介します。

1. 企業に求められる取組

① 人権方針の策定

人権尊重に関し経営陣が考える約束を企業の内外に向けて明確に示すことが必要です。

② 人権デューデリジェンスの実施

自社・グループ会社及びサプライヤー等による人権への悪影響を特定した上で、当該悪影響を防止・軽減し、その取組の実効性を評価し、その経過を説明・開示することが必要です。

③ 人権への悪影響を助長している場合の救済

人権への悪影響が生じていた場合、救済を実施し、又は救済の実施に協力すべきであり、その手続を整備することが必要です。

2. 人権尊重の取り組みへの考え方

① 企業活動全般に関する問題ですので、**経営陣による積極的・主体的な取組**が必要です。

② 企業活動には必ず潜在的な負の影響が生じることから、それらを特定、防止、軽減する必要があります。

③ **利害関係者との継続的な対話**が重要です。

④ 優先順位を定め、順次対応する姿勢が重要です。

⑤ 各企業が協力して取り組むことが重要です。

3. コメント

企業活動に伴って配慮すべき人権は多種多様であり、企業活動による人権への直接・間接的な負の影響はゼロにすることが困難です。不祥事が起こった際のダメージや、企業の持続的発展のために継続的に取り組む問題であるといえます。

(弁護士友成、弁護士門屋)

法務トピックス

◆**最低賃金の改定(令和4年10月1日より順次)**

都道府県別の最低賃金が10月1日より順次改定されます。東京都の最低賃金は10月1日より1,072円(前年度比: +31円)になります。**最低賃金は、雇用形態や呼称に関係なく、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者と使用者に適用されますので、使用者も労働者もご確認を。**また、**最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等の制度があります。**詳細は厚生労働省のHPや各都道府県の労働局のHP等をご参照下さい。